



大正日本外交史

霸道主義から大勢順応協調主義を経て協調破壊傾向へ

信夫淳平

書肆心水

目次

第一章	大戦参加と我が国位の向上	22
第一項	大正年間の外交的分期	22
	国力の膨張發展	22
	三分期の特色	23
第二項	大正初年の内外形勢	24
	大戦参加の効果	25
	我が国の対独宣戰	25
	その宣戰の性質	26
	三大国の一員たる名実	27
第二章	日支関係の推移	30
第一項	支那革命時代の我が対支政策	30
	日英の態度	30
	不偏不党の表明	31
	支那軍匪の暴行	32
第二項	大正四年の対支要求交渉	33

第一 節 交渉始末の概記	33
要求提起の時機の是非	33
第五号案の蓋掩い始末	33
最後通牒へ	36
第二 節 山東に関する条約	37
新条約の内容	37
本条約の主眼	37
権利利益等の内容	38
膠州湾還附の件	39
山東省不割譲の件	39
第三 節 南満洲及び東部内蒙ゴに関する条約	40
特に重要な点	40
満蒙の地域の限界	40
これに関する帝国議会の質問答弁	41
満蒙の区劃及び面積	46
旅大租借及び南満鉄道期限延長	50
土地商租權	50
商租の意義	51
南満洲内地雜居權	51
第四 節 漢治萍公司に関する公文	52
本公司の来歴	52
本件交渉の要旨	53
第五 節 支那沿岸不割譲及び福建省問題	54

支那沿岸不割譲の妥協方式	54
福建省に關する公文	54
いわゆる第五号問題	55
第六節	
本号の内容	55
これに対する支那の態度	56
第七節	
英米の態度	57
支那の不平	58
支那の不平	58
条約の無効宣明	58
その法律的批判	59
政治的感情	59
第三項	
山東問題の結末	60
支那当初より難題を持ち込む	60
膠州湾租借地の還附条件	61
列國の我が要求援助の約諾	62
パリ講和會議における本問題	62
列国全權支那側の宣伝に動かさる	63
我が主張辛うじて貫徹	64
支那の抗議的態度と我が弁明	65
支那講和条約に調印せず	66
善後措置交渉	66
支那応ぜず	67
華府會議に持ち越さる	68

第四項 対支借款團協定と滿蒙の関係

六国團から四国團へ 68

対支借款規約の成立 69

満蒙除外案の不徹底 70

我が政府の説明 71

第五項 日支親善を累せる諸交渉案件

支那輿論の局勢 72

対本邦人暴行諸事件 73

鄭家屯事件 73

寛城子事件 74

琿春事件 75

南京事件 76

福州事件 77

湖南事件 78

日貨排斥運動 78

支那国民の対外思想の変化 79

第三章

第一項 シベリア出兵の収穫

81

出兵の趣旨

81

我が政府の出兵宣言 81

我が國への出兵慾望の次第 82

反過激派軍の不振 83

第二項	他列国の撤兵と我が国の態度	84
	米国政府の在シベリア軍撤退	84
	反過激諸派も外國兵の駐在を喜ばず	86
	英仏も撤兵し我が國のみ留まる	86
	我が駐兵理由	87
	日露両軍司令官の規約	87
	極東共和国の建設	88
	緩衝国建設の覚書交換	89
第三項	尼港の保障占領	90
	尼港における大虐殺	90
第四項	保障占領の決行	91
	支那砲艦の不法砲撃に対する我が要求	91
	シベリア駐兵は無名の師	92
	駐兵趣旨の変化	92
	米国政府からの故障	92
	霸道主義の最も露骨なる表現	93
第四章	ワシントン会議の決定せる三大問題	95
第一項	軍備問題の上に現れたる我が国民の対外思潮の変化	95
	軍備に関する国民的自覺	95
	拳世軍備の縮小を希う	96
第二項	華府会議の開催事情	97

稀有の大會議且つ好會議	0·7
米国も軍事費に悩む	0·7
英國における日英同盟廢棄論の優勢	0·8
第三回同盟当時の賛否	0·9
魂の抜けたる同盟	1·00
それをすら米国は疑惑	1·01
同盟廢棄に関する英國の一考案	1·02
第三項 会議招請の予議	1·03
会議開催に就いて内交渉	1·03
我が政府の参加経緯	1·03
正式の招請及び受諾	1·05
議題の試案	1·05
各国全權の顔触れ	1·08
第四項 討議要領	1·09
第一節 海軍問題	1·09
会議の幕あけ	1·09
海軍制限案	1·10
その討議の経過	1·10
主力艦比率の決定	1·13
潜水艦及び補助艦問題	1·13
陸軍及び空軍問題は他日の考量に延期	1·15
我が国の自發的陸軍縮小	1·16
第二節 極東問題	1·16

支那の希望条件十ヶ条	116
「支那とは何ぞや」	119
ルート決議案	120
山東問題の解決	122
九国条約の承認	124
二十一ヶ条問題の落着	125
シベリア問題	126
第三節 太平洋問題に関する四国条約	
四国条約の成立	128
日英同盟の終焉	129
日本本土包含問題	130
本問題と太平洋防備問題	133
四国条約と蘭葡両国	135
第四節 華府會議の決算	
戦闘手段に関する法規	136
ヤップ問題	137
偉大の努力と成果	138
第五項 石井・ランシング協定の廃棄	
大正六年の協定	139
該協定と九国条約の関係	140
該協定遂に廃棄となる	141

第五章 米国排日法の投じたる「重大の結果」

第一項 一九一三年改定の加州土地法 143

大統領改選に伴える政局の一変 143

加州の両党共に労働者に媚ぶ 144

加州議会における排日法案 145

米国中央政府我が要望を諒とす 146

加州中央政府の希望を排斥す 147

我が政府の抗議 149

米国政府の回答要領を得ず 149

補足的協定案の撤回 151

第二項 同法実施後の排日的趨勢 152

本邦人を駆逐し去らざんばやまず 152

排日運動益々進む 153

フィランの排日鼓吹 154

写真結婚者渡米に対する自発的禁止 155

イニシエーチーグの結果 155

一九二四年制定の米国移民法 156

排日思想は司法部にも入る 157

排日的移民法の議会通過 157

その骨子 160

大統領遂に裁可す 160

我が政府の措置 161

米国の回答依然要領を得ず 162

第四項　日米問題は未解決か既解決か	163
議論に匙を投ぐ	163
急速には解決を期し難し	164
第六章　日露の再握手	166

第一項　大連会議から東京会議へ	166
第一節　大連会議の主眼	166
大戦前及び開戦直後の日露関係	166
日露の国交断絶	167
極東共和国の通商開始の希望	168
折衝の開始	169
その決裂	170
第二節　長春会議の不調	170
我が政府の沿海州撤兵声明	170
齊莫〔チタ・モスクワ〕両政府交渉再開の議を提す	
我が基本協定案	172
商議の頓挫	172
双方の主張要旨	173
沿海州撤兵の終了	174
極東共和国の消滅	174
第三節　東京会議もまた不調	175
我が國論露国承認に傾く	175

ヨッフェの来朝 175
会商の重要課題 176
結局打切り 179

第二項 この間ににおける露支の国交回復

179

露国の対支態度宣言 179
ユーリンの使命失敗 180
バイケス及びヨッフェも不成功 181

王正廷・カラハンの協定案署名 182
露支協定の正式調印 183

第三項 舞台は廻りて北京へ 184

第一節 北京会議に先だつ予議 184

交渉再開の瀕踏み 185
露国の対日新方針 185

北京における意見交換 186

第二節 正式会商の妥結 187

我が対露折衝方針 187

会商の成果 188

過去の対露思想の変遷 189

第七章 竜頭蛇尾の支那閔税会議

192

第一項 開会当時の支那の政局

192

列國協調の決裂史 192

第一項 支那の治外法権撤廃運動及び日支通商條約改訂交渉	206
第一項 支那国民の覚醒	206
支那における治外法権の特殊性	206
治外法権撤廃の要望	207
第二項 支那の治外法権撤廃運動	207
第三項 会議の事実的打切り	202
段執政政府の没落	202
北京の無政府状態	203
会議決裂す	203
その責任いざれにある	204
第四項 会議の経過	194
段執政の立場	193
反奉天派の会議打壊し策動	193
その不成功	194
第五項 会議の経過	194
関税自主権問題と日英米の態度	194
自主権回復の階梯	196
附加税問題	197
附加税率とその使途	198
支那の独り儲け	198
附加税關係事項の討究	199
增收使途に関する日英の争点	200
第六項 保管銀行問題	201
第七項 第二項	194

パリ講和会議から華府会議へ 207

第二項

支那司法制度調査会の報告 208

同調査会の努力 208
報告書の内容 208

司法権の現状 209

法制及びその運用 210

第三項

日支通商条約と治外法権問題

通商条約の改訂期 211

改訂要求は当然の帰結 211
改訂要求の主眼 212

支那を測量する尺度 213
当を得たる我が回答 214

通商事項以外の改訂 215
主として治外法権と関税の拘束 216

治外法権の漸進的撤廃 216
支那国民自身の陋習 217

関税問題 218
本末あり順序あり 219

条約の有効期間 220

日支親善の現実化 221

第九章

対外雑件一束

223

条約改正事業 223

第十章

大正外交の総締め 236

南洋委任統治の受任	224
ローマ法王庁との使節交換問題	228
会議外交に処せる我が国の位置	229
国際連盟における我が発言	230
平和議定書の「国内問題」	232
東宮殿下の御外遊	234
英國皇儲の答礼来朝	235
232	238
234	239
235	240

附録	
大正年間対外重要事件年表	240
索引	250

大正日本外交史

霸道主義から大勢順応協調主義を経て協調破壊傾向へ

凡例

一、本書は信夫淳平著『大正外交十五年史』（一九二七年、国際聯盟協會刊行）の改題改版復刻版である。復刻に際し左記の表記調整をおこなった。

一、漢字は新字体を使用し、固有名詞以外では標準字体を使用した。

一、仮名遣いは現代のそれがあらためた。

一、現今漢字表記が避けられる傾向にあるものなどに平仮名表記を採用した。

一、送り仮名を加減した。

一、読み仮名ルビを加えた。

一、鍵括弧の用法は現今一般の慣例によつて調整した。

一、踊り字（繰り返し記号）は「々」のみを使用し、その他は文字におきかえた。

一、読点を附加したところがある。例、「にさん」と読む「一二三」など。

一、「」は本書刊行所による注記である。

一、元版では小見出しが本文上部余白に配置されているが、本書では当該段落冒頭に配置した。段落の途中にある小見出しほもに便宜的に当該箇所に改行を加え、そこに配置した。

はしがき

外交史の著述は、その取り扱う時代が終つてから少なくも十年を経た後でなければ、実は筆を執ることは危険であり、不可能でもある。さりとて、余りに時代が過ぎた後の著作は、特殊の研究家には別とし、普通一般の読者に取りては、興味が薄くなるという憾みがあるから、成るべくは簡単なものでも、記憶の生々しい中に出したい。この相矛盾せる遠慮と希望とを能う限り調和せしめ、且つ能う限り軽易の読み物として、咄嗟筆を走らせたものが本書である。

そんな訳で、本書は史論よりも史実を主とし、しかも特に重要なりし史実のみを材題とした。随つて大正の完全なる外交史というよりも、その外交史の索引たるに過ぎぬものである。けれども国際的知識の普及を促すという今日の須要よりせば、巧遅の大史論は拙速の小史略にしかない。国際聯盟協会の本書上梓の精神も、またここにあるならんと信ずる。

昭和二年五月

信夫淳平

第一章 大戦参加と我が国位の向上

第一項 大正年間の外交的分期

国力の膨張發展

大正十五年間における我が国の外交の迹^{あと}を回顧すれば、幾多の点において種々の感慨なきを得ない。熟々惟みるに、大正天皇には明治大帝の英邁なる天資を継紹し給い、御登極十有五年の間に我が國威を八紘に輝かせ、国運を弥が上に進められ、国力を世界列国の間に認めしめ、開国以来五、六十年にして日東帝国を世界の三大強国の一に伍せしめられた。明治の聖代四十五年間において内包的に培養充実せられたる我が偉大なる国力をば、大正の光輝ある十五年間において外延的に膨張發展せしめられたるその稀有なる御鴻業は、内外史乘の上に長えに滅しない。

けれども右は言わば大体論で、更に大正十五年間の我が外交事歴を冷静なる史眼に照らして講評するに就いては、神去り給いし陛下の御盛徳、御偉業とは離れて別に考察する所あらねばならぬ。

三分期の特色

大正に先だつ明治の四十五年間は、これを外交史眼より観れば、大体において三期に分割することができる。第一期は明治初年より二十七、八年〔一八九四、五年〕の日清戦役までで、これを我が国民の孤憤時代と称すべく、第二期は爾後日露戦役までとし、これを自覚時代と云い、第三期は明治大帝の崩御を以て終りとし、これを発展時代と謂うべきである。この第三期の発展時代を受け継ぎたる大正十五年間の外交は、その期程において明治年間の三分の一に過ぎなかつたけれども、やはり大別して三期に見るを得ぬではない。大戦前と、戦時中と、及び戦後の七年間である。けれどもこの区分法は、単に歐洲大戦という世界的大事件を便宜分水嶺とした上で、単に形式的に三期に過ぎない。別に実質的に右の期間を区分すれば、大戦の末期頃すなわち大正七、八年〔一九一八、九年〕の交までを我が國の霸道主義旺盛の時代と称すべく（ここに謂う霸道主義とは、世間普通にいう帝國主義のことである。けれども我が日本帝国において、特定意義の該主義をば直訳的の帝國主義なる語にて言い表わし、これを是非するのはやや妥当でないよう感ぜらるるから、欧語のインペリアリズムはその意義を取りて霸道主義と称することにする）。その後六、七年間を大勢順応的協調主義の時代と云い、大正十四年〔一九二五年〕の支那閏稅會議の頃よりその以降の短時期は、いわゆる自主的外交の名にかぶれたる協調破壊主義——この語荒過ぎれば独立独歩主義——の時代と称して甚しき誤りないよう思う。もつとも大勢順応的協調主義は主として我が對歐米外交、對國際聯盟方針の上に発露し、隣邦の支那に対しては、霸道主義の色彩が依然濃厚なりしと云えよう。将たまた輓近の協調破壊は、必ずしも我が國と他列国の間においてのみ急に起り

し現象ではなく、大戦後独塊露の三国は条約上己を支那と対等の地位に置くに至り、北京の外交団は自然に支那に対する対等不対等の両集團に相別るるの姿となり、その結果として、従前支那に対して常に歩調を一にしたる列国の協調は事実において破れ、更に不対等条約国団の中にあるても、その対支關係において列国中最大の利害と発言権を有する日英両国は、往年の同盟廢棄以来、自然従来の協調的対支態度より時ありてか乖離するあるに至り、斯くして列国の協調なるものは漸次亀裂を生ずる次第となつたのであるが、しかもそれが著しく眼につくようになつたのは、實に関税會議からである。このことは、なお別章同會議の始末を叙する所において述べる。

大正初年の内外形勢

斯く大正年間を三期に分割するその第一期においては、我が国の外交にはいわゆる驕道主義が累次発露したる事實を否み得ない。顧みると大正に入りてからの一両年間は、我が国は内政の変局に直面して外を顧みるにいとまなく、また我が国として直接に痛切の利害を感じるほどの対外問題はなかつた。大正天皇の践祚し給うてより四ヶ月にして西園寺内閣は二箇師団増設問題にて倒れ、桂公は内大臣より出でて内閣を組織したが、次いで起れる護憲運動なるものの澎湃たる怒濤に抗し得ず、在職わずかに二ヶ月にして去り、代つて山本内閣はできた。しかるにたまたま起れる海軍取賄問題にて同内閣は致命傷を受け、これまた執權一年余にして覆され、三年四月に大隈内閣の出現となつた。

かくの如くにして大正の初め一、二年間は、我が国は政變の送迎に忙わしく、またその以外に特に脳漿をついやすべき重大なる対外問題にも逢着せざりしが、しかも転じて歐洲を見れば、外交界の雲行は

必ずしも平穏ではなかつた。バルカンの相次げる二回の戦乱は、一九一三年（大正二年）八月のブルガリアとセルビアとの間の戦争で、セルビアが勝利を収め、セルビア領土が拡張された。一方で、オーストリア＝ハンガリー帝国は敗北した。この戦争は、ヨーロッパの勢力構図に大きな変化をもたらすとともに、第一次世界大戦の火種ともなった。

翌一四年（大正三年）には、戦争の初めからして中欧の風雲何となく不穏を呈した。ロシアは一方にはセルビアとの反感を重ね、他方には露露との関係も面白くなかった。独帝はロシアをその別荘に訪うこと二回に及び、これに伴うて種々の蜚説はヨーロッパの外交界に伝わつた。更にアルバニアの政情は甚しく安定を欠き、騒擾各地に起り、ローマニアはこれを機として同方面に対する出兵と、兼ねてセルビア及びモンテネグロの勢力を一挙に芟絶せんとするの計画を密かに運らし、これがためいよいよ近く軍事行動を開始するにあたりてボスニア駐屯軍の装備に遗漏なきを期さんがため、特にボスニアにてローマニア陸軍の大演習を催し、皇嗣はその統監かたがた駐屯軍検閲使として同州の首都に赴きしに、その際不慮の遭難あり、それが遂に化してヨーロッパの大動乱となりし始末は、今に世人の記憶に新たなる所である。

第一項 大戦参加の効果

我が国の対独宣戦

大戦勃発の次第は今は述べず。ともかくも英國が八月四日を以てドイツに宣戦したるより十有九日を経たる同月二十三日、我が國もドイツに対して宣戦した。我が出征軍は第十八師団及び歩兵第二十九旅団、並びに攻城砲兵団を主とせる各種部隊より成り、これに英軍辺境兵約九百名及びインドシーカ兵約四百五十名が参加したものである。斯くて我が先頭部隊は九月二日渤海の竜口附近に上陸し、爾余の

第二章　日支関係の推移

第一項　支那革命時代の我が対支政策

日英の態度

明治より大正へ移り替れるその年の二月、支那にては清朝滅びて共和制となり、翌三月、袁世凱は大統領に就任した。これより先前年の十月、革命軍の武漢に起ちてその勢力侮るべからざるに至るや、我が国の元老その他一部の政客間には、支那にして共和政となるが如くんば我が國体上に悪影響を来たす所極めて大なりとの見地から、北京朝廷を援けて動乱を弾圧せざるべからずという論も相応に強かつた。我が政府もこれ等の論調を顧念し、在北京伊集院公使に訓令して袁世凱に対し、成るべく立憲君主制の主義の下に時局を拾収するに努むべきを勧め、これがために日本は相当の尽力を吝まざるべき旨を告げ、別に英國政府に対し、日英相提携して君主政体を基礎に革命乱を鎮定するの議を試提する所あつた。しかるに革命党の清朝倒壊の意気込みはなかなか強烈で、到底君主制を維持するの余地なかりしのみなら

ず、支那在留英國人の多数は革命派を抑圧することに由りて受くることあるべき排貸運動を恐れ、本国政府に向つて騒乱に干渉するの不可なる所以を陳情する所あつたので、英國政府も積極的行為を執るに一時躊躇した。しかるに、その後革命派にありても、袁と妥協して局面を展開せんとするに志したる結果、在北京英國公使ジョルダンの居中調停の下に、上海にて官革両軍代表者の会商となり、日英両国総領事もこれに立会し、ここに購和は成立し、次いで袁の大總統就任を見るに至つた次第である。

不偏不党の釈明

しかるに翌民国二年（大正二年）三月、六国借款問題に米国が脱退して一頓挫を來たすや、袁は時局の平静が久しく保たれざるべきを思い、先ず財力を豊裕にする必要上より是非とも外国借款を成立せしめんと欲し、他の五国に向つて交渉を進め、遂に二千五百万ポンドの借款に調印せしむることにおいて成功した（四月二十七日）。されど議会においては、国民党議員は右借款をば予め議会の同意を経ざりしの故を以て違法なりとなし、痛激なる攻撃をこれに加え、袁は抑圧の態度を以てこれに臨み、反感その間に嵩まり、遂に南方派の領袖李烈鈞は江西省湖口に拠り討袁軍を起し、岑春煊は上海よりその総大將に推され、ここに第二次革命が勃発した。この第二次革命に際し、我が国の言論界は概して南方革命派に同情を寄せ、政府の態度を袁世凱庇護偏重として攻撃するの声高かつたので、政府は同二年六月九日、都下諸新聞紙を藉り長文の陳述書を発表して政府の態度が不偏不党にあることを釈明した。我が政府の爾来陳述書に依りて外交方針を声明するのは、けだしこの頃からの流行となつたものである。

支那軍匪の暴行

しかも討袁軍は形勢振わず、わずかに二ヶ月にして北方軍隊のために圧倒せられ、その主脳者は一時上海に逃れ、次いで多くは国外に亡命した。この間において南京の陥落するや、長勲部下の軍隊は南京、漢口、袁州各地にて盛んに掠奪を行い、我が店舗を侵し、あまつさえ無辜の在留民を虐殺せる始末となつた。我が國論はために沸騰し、中には直ちに支那に向つて出兵し、且つこの機会において東蒙、南満、揚子江方面を占領せよとの強硬論を唱うる者さえありて、外務省の軟弱を罵るの声高く、遂には阿部政務局長はその犠牲となりて暗殺せらるるの不幸を現出した。勿論政府にても支那に対し相当交渉するを怠らず、しかして支那政府は結局九月十三日我が要求を承諾し、すなわち問題を南京事件、漢口事件、及び袁州事件に分ち、南京事件に就いては、支那側にて直接監督の上官を監禁十年に処し、他の関係諸官の職を免じ、都督以下を厳重戒飭し、漢口事件に就いては、主犯士卒四名を徒刑四年ないし六年に処し、関係諸官の職を免じ、師団長に厳重戒飭を加え、また袁州事件に就いては、兵士三名を軍法に照らして笞刑五百に処し、外に関係諸官を免職すること前の如く、しかして支那の当該官憲は我が公使または領事官を訪い、支那政府を代表して陳謝の意を表した。なお別に張勲処分問題、損害賠償問題等に係る交渉もあつたが、その顛末は煩を避けて今は略する。

斯かる間に年は大正の第三年に入り、七、八月の交、歐洲大戦の勃発を迎へ、青島陥落して我が当面の戦局一段落を告ぐるや、程なく帝国政府の対支二十一ヶ条の要求となり、極東の天地ために一時は再び妖雲に蔽われた。その次第は概略次項説く所の如くである。

第三章 シベリア出兵の収穫

第一項 出兵の趣旨

我が政府の出兵宣言

寺内伯を首相とし後藤子を外相とせる我が政府は、大正七年〔一九一八年〕八月二日を以て国務大臣連署の同日附対露出兵宣言を公表した。その全文左の如くである。

「帝国政府は露国並びに露国人民に対する旧来の隣誼を重んじ、露国の速やかに秩序を恢復して健全なる発達を遂げんことを衷心切望して止まざる所なり。然るに近時露国の政府著しく混乱に陥り、復た外迫を捍禦するの力なきに乘じ、中欧諸国はこれに圧迫を加うることいよいよ甚だしく、その威圧遠く極東露領に漫漸して現にチエック・スローヴァック軍の東進を阻害し、その軍隊中には多數の独塊俘虜混入し、実際にいてその指導権を掌握するの事跡顯然たるものあり。そもそもチエック・スローヴァック軍は夙に建国の宿志を抱き、終始聯合列強と共同敵対するも

のなるが故に、その安危の繋がる所延いて与国に影響することすくなしとせず。これ聯合列国及び合衆国政府が同軍に対し多大の同情を寄与する所以なり。今や聯合列強は、同軍がシベリア方面において独壇専席のため著しく迫害を被るる報に接し、空しく拱手傍観すること能わず、業に^{すて}已にその兵員をウラジオに派遣したり。合衆国政府もまた同じくその危急を認め、帝国政府に提議して先ず速やかに救援の軍隊を派遣せんことを以てせり。ここにおいてか帝国政府は合衆国政府の提議に応じてその友好に酬い、且つ今次の派遣において聯合列強に対し歩武を^{ひどい}斎うして履信の実を挙ぐるため、速やかに軍隊を整備し、先ずこれをウラジオに発遣せんとす。

叙上の措置を執るにあたり、帝国政府は一意露国及び露国人民と恒久の友好關係を更新せんことを希圖するを以て、常に同國の領土保全を尊重し、併せてその国内政策に干渉せざるの既定主義を声明すると共に、所期の目的を達成するにおいては政治的または軍事的にその主權を侵害することなく速やかに撤兵すべきことをここに宣言す。」

すなわち当年の我が対露出兵の趣旨は、夙に建国の宿志を抱き終始聯合列強と共同対敵すと称せるチエック・スローヴァック軍の東進に便宜を与えたがため、米国政府の提議に応じて軍隊を派遣し、以て聯合列強に対し歩武を^{ひどい}斎うして履言の実を挙ぐるにありて、先ずこれをウラジオに発遣せんとするにあつた。しかして寺内首相は都下諸新聞紙を藉りて右宣言の趣旨を説明せる中に、帝国政府は差し当り应急の兵力を派遣する次第なること、またチエック軍の行動にして逐次進展する場合には更に威力ある軍隊を派遣してその行動を支持するの必要が到来することを予想せざるを得ざることを縷述した。

我が国への出兵懲憲の次第

そもそもチエック・スローヴァック人は、大戦前オーストリアにありて同国内のゲルマン族と相和せず、且つオーストリアの節度に服せずして、その羈絆を脱せんとしたこと毎度あつた。されば欧洲大戦の勃発し、ガリシア「ガリツィア」方面において露墺干戈を相交ゆるに至れる頃、彼等は民族を相等うする露国人と戦うを欲せずして、或いは露軍に投降し、或いは郷土を脱して露国に逃入せる者二十万内外の多きに及び、その一半近くはシベリアに入り、ウラジオにも一万二、三千を算した。しかして彼等の大部分はウラジオより海路西部戦場に赴いて聯合国軍に合せんと企図したが、そのウラジオに駐屯したる者の外は、多くは露国の捕虜となれる独墺両国兵及びこれに同情を寄する露国人のために東進を妨げらるるに至つたと報ぜられた。さるにても欧洲西部の聯合国側にありては、これ等チエック軍の遙かに來たりて参加することは、たとい数万ないしは十数万の比較的小軍に過ぎずとは云え、焦眉の急を救うためには大いに歓迎せざるを得ない。且つチエック人は大戦開始以来、独立国建設の熱望を英仏諸国の朝野に披瀝し、その宣伝に怠るなかつたので、彼等に対する同情は靡然として起り、殊にそれが敵国たる墺匈国の崩潰を促すものであつたから、軍事上及び外交上の必要からしても彼等の希望達成に向つて一臂の力を添ゆるを吝まざるに至つた。これが米国政府を通じての我が国への出兵提議となつた次第である。

反過激派軍の不振

斯くて我が国にては同七年八月、先ず第十二師団をウラジオに上陸せしめ、次いで第三師団を増発し、

第四章 ワシントン会議の決定せる三大問題

第一項 軍備問題の上に現れたる我が国民の対外思潮の変化

軍備に関する国民的自覚

されど叙上の霸道主義的政策も、他の一面においては我が国民の対外思潮を一種の平和主義に向つて転換せしむるの誘因となりしにおいて、その功また没すべからざるものがある。我が国民の間に漸次勃興し来たれる当年の軍備縮小の要求は、財政経済その他諸般の国勢的見地に基きしは論なきも、同時に歐洲大戦後の国際的新思潮に促され、二十一ヶ条問題、シベリア出兵問題等の反響に助長せられたる当然の国民的自覚に外ならない。そもそも明治の隆運を中外に啓き、国威を六合に輝かせ、我が帝国の位地を世界に向上せしめ得たるは、過半日清日露の両戦役の功績に属すること否定し能わざる所で、大正に入りて五大国の班に列するに至つたのも、これまた対独戦の参加に負える次第は前に述べた如くである。すなわち我が国威国勢の今日ある、半ば以上は實に兵馬艦艇の賜であつたと云うも過言でない。随

つて明治時代においては勿論、大正に入りて後もなお数年間は、国民は軍備の縮小などいうは、帝国の国防を危殆に陥れしむるものとして直観的にこれを忌み、その拡張、少なくも充実の必要を説示せらるれば、囊底くわいぢを倒おまにしてでも欣然これに応じ、また応ずるを国民の当然の義務と心得る風であつた。後年軍備縮小の急先鋒として輿論をさしまねきたる識見卓越の尾崎行雄氏ですら、大正三年〔一九一四年〕には国務大臣として大隈内閣の二箇師団増設に賛したるが如き、以てその一斑を察知すべきである。

举世軍備の縮小を希う

しかるに時勢は一変した。欧洲大戦の教訓は各国民の国际的思潮に一大変化を与え、殊に力必ずしも権ならず、また権ならしむるべからずとの思想が高まれると共に、举世いわゆる軍国主義を呪咀し、加うるに戦後各国の財政難は到底膨大の陸海軍を擁有するを許さざるよりして、軍備縮小の声は東西相期せずして各国民の間に高調せらるるに至つた。勿論仔細に各国の軍事的施設を検討すれば、軍備縮小の実は声ほどに行われざるのみか、国に依りては大戦前よりも却つて軍備の拡大を示せる事実なきにあらねど、その事実あるの故を以て軍備縮小の一般的要求を非認すれば正鵠を失する。我が国とてもこの大勢に洩れず、大戦の末期頃よりして軍備縮小の声は頓に高まつた。殊に二十一ヶ条問題において支那国民の悪感と列国民の誤解を招き、シベリア出兵に就いても露国の反感を買ひ、列国も後には我が意図に疑惑を挟むあるに至り、我が国民は霸道主義、軍国主義の害ありて利なき所以を感悟した。他国の誤解や疑惑はその責必ずしも我れにありと云うべからざること勿論なるも、対外的霸道主義とこれに伴う軍備の膨大は我が國の識者痛切にその不利不得策なる所以を悟知し、自然軍備縮小の必要を主唱もしくは

賛和するあるに至つた。

第二項 華府会議の開催事情

稀有の大会議且つ好会議

この新思潮の勃興に前後し、米国大統領の提唱に係わる軍備制限並びに太平洋及び極東問題討議の一
大際会議は、一九二一年（大正十年）十一月より華府にて開かれた。この会議は、從来世人の到底不
可能と信じ來たれる軍備制限——海軍競争の熄止——を或る程度に実現せしめ、併せて日米両国民間の
誤解を或る程度に消散せしめ得たるにおいて、よしんば史上空前または絶後と評すべからざるまでも、
その成績に微し稀有の大会議且つ好会議なりしといふに妨げない。この会議を開催するに至れる米国側
の動機とか魂胆とかに就いては今敢えて揣摩するを須いず、ここに本論の関する限りにおいてその経過
及び成果の概要を回顧するは、必ずしも無用の業であるまい。

米国も軍事費に悩む

これより先歐洲大戦の終了後、聯合与国はいづれも戦後の經營に苦慮し、特に国民の苛重の負担を減
じ、経済産業の復興を促し、文化的事業の施設を擧げんがため、軍備に対し大斧鉄を加うるの要は各国
相期せずして共にこれを認むるに至つた。しかして戦後の疲弊比較的に薄しと評せられたる米国におい
ても、痛切にその感を相等うしたこと言うまでもない。米国政府の歳計予算は、大戦参加前にありては

第五章 米国排日法の投じたる「重大の結果」

第一項 一九一三年改定の加州土地法

大統領改選に伴える政局の一変

米国加州議会が排日的法律を制定せんと企図したのは久しいことである。かつては一九〇九年（明治四十二年）にも、日本人土地所有禁止法案は議題に上った。が當時大統領タフトの斡旋でこれを広く一般外国人に適用するの意に改め、すなわち特に排日を目的とする立法の精神を取り除かしめた。翌々一九一一年（明治四十四年）、帰化権なき外国人の土地を所有し及び賃借するを禁止するといういわゆるサンフォールド案（Sanford Bill）なるものは同州下院を通過したが、當時ワシントン政府より反省を求むる所あつたので、同州のアジア人排斥期成同盟会はその運動を緩め、該案の成立を遠慮せしめ、他の方においてパナマ太平洋博覧会会社も、事業の遂行上該案の不成立に尽力したので、同州上院は遂にこれを否決して事なきを得た。しかるに一九一三年（大正二年）には大統領の改選あり、民主党のウイル

ソンが選ばれてその職に就くに及んで政局は一変し、ワシントンの中央政府は民主党の天下となりしに反し、加州にては知事も議会の多数党も共和党進歩派に属し、中央政府の註文を復た顧みざるのみならず、ワシントン筋より干渉がましきことあらば益々これに反抗し、任意の法令を任意に制定して憚らざる氣勢を示すに至つた。

加州の両党共に労働者に媚ぶ

当時少数党であつた加州の民主党は、労働者に媚びて党勢挽回の挙に出んと欲し、その前年には「我が党は帰化権を有せざる外国人の加州に土地を所有するを禁止すべき法案の通過に賛成す」との一条を特に政綱中に加えしほどであつたが、共和党進歩派は、党としてはアジア人問題に触る所なく、専ら他の主張の下に応戦するの状であつた。けれども党員各個に就いて見れば、その多数者は投票関係の上より均しく労働者の意を迎えて排日案通過の尽力を約し、これを約せざる候補者にして労働協会、農業団体等よりアジア人問題に関する政見の発表を求めるれば、多くは排日賛成を明言せる風で、サクラメント市のプラツフォルトその他二、三の有力者の如きは、アジア人の土地所有に制限を加うる法案を提出すべしとの予約の下に当選したる始末で、さきに一時控え目の態度を執りしアジア人排斥期成同盟会の如きは、選舉終了後には前年敗れたるサンフォールド案の復活を希望する決議をしてこれを公表した（一九一二年十二月十五日）。当時パナマ太平洋博覧会会社は、排日法案の提出を以て一九一五年に举行すべきパナマ運河開通記念博覧会の事業上に不利の影響を及ぼすこと少なからずとなし、前年と同じくその喰止め策を講じ、桑港の諸新聞に渡りをつけ、議員にして排日案を提出せずまたは賛成せざるもの

変説改論などと新聞紙上において攻撃せざるべしという内諾をも握つた。けれども結局その効なく、議会のいよいよ開会となるや、上下両院共に幾種かの排日関係案は続々提出せられた。しかしてその多くは、日本人の加州農業地を所有するを不可とするのを前提としたものであった。

加州議会における排日法案

これ等の法案は上下両院においていづれも委員附託となつたが、委員会は審査の末一成案を作り、下院にては四月四日（一九一三年）委員長より報告があつた。その成案の要旨は、外国人は一ヶ年を限り土地を所有することを得（未成年者にありては丁年に達したる後一年）、しかして一ヶ年の後は、当該所有者にして米国人となる意志を表白せざる限り（日本人はこの意志を表白するも無効となつてある）これを処分せざるべからざること、米国帰化法に依り米国人となるを得ざる外人が株主の多数を占むる法人は、この法律において外国人と看做すべきこと、右外国人の土地の賃借は五ヶ年に限り認むべきこと、といふにあつた。米国の帰化法に依れば、米国に帰化し得るものは White, or African native or descent としてある。この文句からして、本邦人は多年事実的に帰化不可能者として取り扱われて來た。また地方の二、三裁判所にては、日本人には帰化権なしとの判決を下した例もある。随つて本邦人にしテ帰化法施行細則第二十一条に依り帰化出願書を裁判所に差し出すも、裁判所にてはその受理を拒絶するものが例であった。加州の排日的 土地法も、日本人には帰化権なしとのことを前提として立案せられたものである。けれども法理上果して日本人に帰化権なきかは、米国大審院の判決あるまでは実は未確定であつたのである。ところが、一九二二年（大正十一年）十一月、かねて大審院に提起せられてあつた

第六章　日露の再握手

第一項　大連会議から東京会議へ

第一節　大連会議の主眼

大戦前及び開戦直後の日露関係

歐洲大戰の勃発よりあたかも二年を経たる大正五年〔一九一六年〕の七月三日、我が國は露國との間に新たに第三回協約を締結した。その内容は、（一）日露両国は互いに締結国の方に対抗する何等政治上の協定または聯合の当事国とならざること、（二）日露両国はその一方に依り承認せられたる他の一方の極東における領土権または特殊利益が侵迫せらるるに至りたるべきは、その権利及び利益の擁護防衛のため相互の支持または協力を目的として執るべき措置に付き協議すること、以上の二ヶ条である。

すなわち右の（一）は、露國は我が國に対し政治的敵対（軍事的敵対がその中に含まることは勿論である）を試むるが如き政策を執る所の第三国と共同動作をなさざるの保障を我が方に与え、我が方もま

た同一の保障を露国に与えたもので、その結果、例えはドイツが戦後その国力を回復すると共に、或いはさきに日独戦にて失える青島に代るべき所の根拠地を極東の他方面に求めんと企て、その他再び危険なる侵略的政策を執りて極東に臨まんとするが如きことありても、日露両国は互いに戮力して右様の活動を阻止すべしという諒解ができた訳である。また（二）の約束は、その実質において極東における日露防守同盟に均しきもので、これに依り極東における両国の地位が一段の安固を加うるに至つたこと論をまたない。顧みるに、この時より十有二年前に旗鼓の間に相見えたる日露両国は、戦後却つて以前に勝る親善関係を呈し、明治四十年〔一九〇七年〕には、英露協約と略々時を同じうして第一回の日露協約を取り結び、四十三年には、米国の満洲鉄道中立提議に促されて第二回のそれができた。しかして歐洲大戦となりては、我が国は夙に聯合国の方として起ち、露国に多量の軍器軍需品を供給してその作戦上に至大の便宜を与え、その結果、露國の我が国に対する感情は益々良好となり、露人中には両国の関係を一步進めて同盟となすべしとの論をすら唱うる者あるに至つた。右の第三回協約は、日露両国民双方の斯く互いに抱持せる厚き友情がこの趨勢に促されて発露したる一の國際的現象である。この外になお重要な一密約も當時できたと伝えられ、その要旨として、第三国が敵対行為を執りて日露両国の権利利益を侵犯する場合には、両国は共同これが防衛に当り、講和もまた双方合意の上にてなすというにありて、つまり防守同盟を結んだものと報ぜられた。

日露の国交断絶

しかるに露国にては、翌一九一七年（大正六年）三月革命勃発し、皇帝は幽閉となり、しかも代つて

一時執権者となりしケレンスキイは七月に仆れ、更にレニンの世となり、その翌一八年三月二日、ブレスト・リトヴァスクの条約にて露独の講和成り、同年七、八月の交廢帝は銃殺せられ、九月全露臨時政府成立し、これと前後して我が政府のシベリア出征を決行するに及び、日露の国交は当然断絶するに至つた。

極東共和国の通商開始の希望

爾来二年有余の間、両国は自然敵対関係に立ちしが、たまたま一九二〇年（大正九年）の秋に成立了るチタの極東共和国は、翌二一年二月の憲法会議にて統一的政府の形態を作し、非共産的制を宣言し、且つ労農政府もその独立を承認したる旨宣言する所あつた。斯くて同共和国は、爾後我が政府に対し通商開始の希望を一再表白したるが、同年七月、哈爾濱ハルビンに在りし同共和国外務次官コジエウニコフは在同地帝国領事に対し、具体的提案をもたらして我が國との通商開始の開談方を希望するの意を述べた。その結果我が政府は、同共和国政府の基礎をば未だ充分とは認めなかつたけれども、東部シベリアにおける統一的政府として前途望みを嘱すべきものと思惟し、且つ同政府との交渉を成立せしむることは、かねてシベリアの政府安定し、沿海州より我が軍を撤退せしむべき時機の速到を希望する我が意図に合致する所以なることをも想い、すなわち一般通商問題の外、我が居留民の生命財産に対する危険及び不逞鮮人等の我が国に対する脅威の除去、外国人に対する各種生業上の苛厳なる制限の撤廃に関する保障を得ること等を主たる目的として、同政府との間に交渉を開始することに決意した。

第七章 竜頭蛇尾の支那関税會議

第一項 開会当時の支那の政局

列国協調の決裂史

華府条約の規定に依り大正十四年〔一九二五年〕十月二十六日を以て北京に開かれ、翌十五年七月三日を以て無期休会となれる支那関税特別會議は、支那に対する列国協調の決裂史である。支那に対し特別の位地にある我が國と支那において既往八十年の権威を維持し來たれる英國とが、一は各自の利害關係からと、一は多少感情の齟齬からして、東亜における過去二十年の提携關係より離れて互いに自我的態度を執り、ために會議の頓挫を招來し、延いては支那の対外關係の上に一大変調を呈するの径路を開いたる両国外交の共々の失敗史である。

この関税會議の経過を回顧するには、先ず以て同會議の開催を見るに至れる当時の支那国内の政局を一瞥し置くに非ざんば隔靴搔痒の感なきを得ない。

段執政の立場

これより先前年の秋、奉直戦の結果として直隸派政府は仆れ、十一月二十四日段祺瑞は各派の推戴により臨時執政に就任した。されど長江江南の各省には、旧直隸派と目せらるる孫伝芳は浙江に、蕭耀南は湖北にいすれも相拠り、また周蔭人は福建に、方本仁は江西に蟠居し、その勢力は無視するを得ず、また広東には孫文の独立政府ありて、北京に対し陰然一敵国を成すありて、かたがた身に一兵を擁有せざる段執政としては、その地位は必ずしも樂觀すべきでなかつた。故に彼の党与は、差し当り目前の閔税會議を成功せしめて段の立場を鞏固にするの必要を感じたのは自然の心理であろう。

反奉天派の會議打壊し策動

しかるに他の方にありては、旧直隸派その他の面々中には、閔税會議にして成功すれば段一派の地位が鞏固となり、延いてはその背後に立てる奉天派の勢力をも増大せしめ、己等の立場を窮地に陥れしむる虞れありとという見地から、同會議の打壊し運動を起した者もある。彼等は能うべくんばその開会前に段政府を倒壊したい、それができねば開会後これに妨害を加えて政府を苦境に突き落し、以てその倒壊を促すべし、ということを画策した。が事前に政府は動かなかつたので、彼等はすなわち後策に移り、その結果呉佩孚は担ぎ上げられて長江聯盟運動となつた。あたかも孫伝芳は十月十一日閔税會議反対の通電を発し、反政府の氣勢を煽りつつ直隸派の結束を固めて奉天派を圧せんとし、遂に上海撤兵協定違反を名として張作霖討伐の兵を挙げた。呉もこの形勢を観、十月二十日岳州を出でて漢口に入り、討賊

聯軍総司令の任に就き、同時にやはり閔税會議反対の通電を発したものである。

その不成功

されば当時の形勢にては、反奉天派の聯合運動は隠微の間にその歩を進め、一時は北京を挟んで今にも一大動乱の勃発するが如き模様も見えぬではなかつたが、しかも馮玉祥、岳維峻等の国民軍領袖は、孫吳の蜂起を見て却つて段政府支持の態度を執り、また奉天軍側においても、兵を江蘇安徽より移して徐州方面に集中せしめ、局面の展開に向つて徐ろに備うる所あつたので、戦局は山東軍の固鎮方面における敗退と共に停頓状態に入り、これに伴うて閔税會議は予定の如く十月二十六日を以てその開会式挙行を見るに至つた次第である。

第二項 会議の経過

閔税自主権問題と日英米の態度

閔税會議の経過はなお世人の記憶に新たなる所で、これを細説するの要もないから、ここにはただ特に重要な点を摘記するに止めるとして、さても支那は会議の劈頭第一において閔税自由権案を提出したが、その主眼は（一）列国は支那の閔税自主権を尊重すべきことを支那政府に向つて正式に宣言し、且つ現行諸条約の上に存する一切の閔税上の制限を撤廃するに同意すること、（二）支那は国定税率条例（同政府は閔税會議の開会に先だつ十数日前に同条例を発布した）を遅くも民国十八年（一九二九年）一

第八章 支那の治外法権撤廃運動及び日支通商条約改訂交渉

第一項 支那国民の覺醒

支那における治外法権の特殊性

治外法権制（ここに謂う治外法権とは専ら外国裁判権の意義である）の存在が独立国の主権及び面目を傷つけ、その国民の自負自尊心を害うの甚しきものたるは論をまたない。殊に支那にありては、外国人が多年治外法権を極度の広義に解釈し、支那の交通、租税、その他地方行政上の拘束を依つて以て免れるるの辯柄となし来たつたが如く、治外法権の保護を過度に濫用するの弊は、その実例を挙ぐるの煩に堪えぬほどある。元来治外法権は属人的性質のものであるが、支那にては夙に外国人の居留地あり、また輓近鉄道附屬地というが如き外国の行政権の行わるる特殊変態の地域もあるがため、支那における治外法権は属人的性質に加うるに属地的性質を以てし、その結果他国においてほとんど類を見ざる主権蚕食の風を多年馴致したのである。

治外法権撤廃の要望

されば支那国民は、多年の間に漸次その非理と弊害を悟つた。必ずしも今日に至りてこれを悟つた訳ではなく、既に支那政府は往年の義和團事件の直後、最終議定書第十一条の規定に依り通商條約の改訂を二、三の外国に提議したる際、治外法権撤廃の希望を開陳する所あつた。けれども同政府は、爾後我が国を初め他の諸国より、清国の法律状態、その施行設備等にして満足すべきものとならばという条件附の約束を得たに止まり、今日に至るまでその実現を見るに至らない。

パリ講和会議から華府会議へ

しかも支那における治外法権撤廃の要望は、過ぐる十数年前まではなおわずかに一部分の声に過ぎなかつたが、さきの大戦は支那国民にも一大刺戟を与え、その結果パリ講和会議において支那全権は治外法権撤廃を要求する長文の意見書を提出する所ありて、中にその実行条件等をも掲げた。けれども、同会議において格別考量せらるるに至らなかつた。越えて一九二一年十一月の華府会議において、支那全権は再び同様の意見書を提出した。しかして極東問題委員会において、列国政府は委員会を組織して支那における治外法権の実施の現状、並びに支那の法律、司法制度、及び司法運用手続きを調査し、且つ治外法権の漸次またはその他の方針に由る撤廃方に付き支那政府の努力を援助し且つ促進するために適当と思惟する手段に関する勧告を列国政府に報告せしむべし、という決議案が通過した。

第二項 支那司法制度調査会の報告

同調査会の努力

右の華府決議に依り設置せられたる支那司法制度調査会は、大正十五年〔一九二六年〕一月十二日を以て北京にて初会議を開き、爾来二十一回の会同を重ね、その間において委員は或いは支那の法律規則の審査に従事し、或いは国内各地の裁判所監獄等の実地視察に当り、九月十六日の最終会議を以てその業を卒え、しかしてその八ヶ月余の努力の結晶たる長文の報告書は十一月末に公表せられた。

報告書の内容

該報告書は緒言の外四部より成り、その緒言においては、委員会が華府会議の採択したる支那における治外法権に関する決議に基いて北京に開催せられたる次第及び開会以後の経過を叙し、次に本論の第一部において治外法権実施の状況、第二部には支那の法規並びに裁判所及び監獄の組織、第三部は支那における司法運用手続、第四部は治外法権撤廃に関する委員会の勧告事項を掲記したもので、特にこの第四部は、委員会の意見を結論的に高調したるものとして最も重要視すべく、すなわち大要左の如くである。

第一 司法の運用は裁判所に委任するを要す。裁判所は行政その他一切の文武官憲の不当なる干渉に対し有効に保護せらるべきこと。

第九章　対外雑件一束

大正年間の我が国の外交事歴は、概略上來叙述せる所のものを以てその重要なものとする。これをお外にしなお幾多の外交案件ありて、中にはその重要程度において前記諸問題に優るも劣らざりしものもあるが、今煩を避けてこれを細説せず、暫くその若干を一括して対外雑件とし、左にこれを略述するに止める。

条約改正事業

その第一に挙ぐべきは条約改正事業である。そもそも我が国と欧米各国との現行通商航海条約は、大部分明治四十四年〔二九二一年〕前後の小村外相時代の改訂に係り、明治二十七年〔一八九四年〕の陸奥伯の改正条約を更に改正して純乎たる対等条約としたもので、その有効期限の満了に近づくも、原則上特に改定を要求せざるべきからざる必要あるものとては何程もないが、しかも歐洲大戦の結果として、各国いづれも相競うてその関税政策上に大変化を加え、または加えんとし、それがため特定期の到来を機として対手国より廃棄の声明または改訂の希望を通告し来たれるもの少なからず。その他独墺との条約も開戦

のため一時消滅に帰し、露国もケレンスキイ執政時代に我が国との通商条約を廃棄した次第である。事情既にかくの如く、且つ我が国は往年パリの聯合国経済会議の決議に参加し、諸般の対外経済方針に就いて聯合国と共助的行動を執るの決意を示したるのみならず、更に一般的の通商政策に就いても、進んで時運の要求に順応せしむるの得策なるものも少なからずあるに至つた。殊に我が国はパリ講和会議において人種差別撤廃のことを主張したるに顧み、外國人の入国、土地所有、沿岸貿易、鉱山採掘等に就いて排外的条項を我れ自ら能う限り撤去し、相互主義の下に能う限りこれを自由にするが如きも、また明らかに文明世界の新趨勢の要求に副う所以であること論をまたない。

されば政府は前回の条約改正の際における例に倣い、大正七年十二月臨時条約改正調査委員会を設け、外務大臣を会長とし、関係各庁高官中より委員三十名以内、外に臨時委員として学識経験ある者に就いて若干名をこれに補し、以て必要なる諸般事項の調査審議に当らしむることにした。

斯くして内における準備の進捗と共に、外に対しては爾後関係諸国との間に交渉を開き、その結果既に改訂の業を了せしものも少なからず。しかして大正の末期においてなお改訂交渉中に属せしものは仏、伊、西の諸国、また新たに条約を締結すべく文渉中のものは露、独、葡、ルーマニア、エジプト、ペルシャ、アフガニスタン、ニカラグア、グアテマラ、ヴェネスエラ等と報ぜられた。

南洋委任統治の受任

第二に記すべきは、南洋委任統治の受任である。國際聯盟の創設に係る委任統治地の振當て方に就いては、大正八年〔一九一九年〕五月七日のパリ講和会議、並びに翌九年十二月十七日及びその後の聯盟理

事会においてそれぞれ決定せられ、中にありて我が国は、赤道以北の旧ドイツ領諸島（丙種）を委任せらることとなつた。我が国民は戦時中、大正六年〔一九一七年〕二月の英國政府との諒解に基き、赤道以北の旧ドイツ植民地たる占領島嶼全部の割取を予想しておつたが、種々なる経緯の下に結局委任統治を以て満足すべきこととなつた。けだし眇たる弾丸黒子の地、実は強いてその名義上の領土権を争うにも足らない。殊に委任統治地として後見の任務を委託せらるる国は、國際聯盟規約上先進国というのが条件である。我が國も先進国の一と認められたるが故に、すなわち以てこの任務を委託せられたるのであるから、宜しく満足すべきであろう。

この丙種の委任統治地にありては、受任国領土の構成部分としてその国法の下に施政を行ふものなること聯盟規約の規定する所であるが、これには「受任国ハ土着人民ノ利益ノ為前記ノ保障ヲ与フルコトヲ要ス」との但し書がある。「土着人民ノ利益ノ為」とは、土着人民の利益がその目的である場合に限りという限定的の意味ではなくして、前記の保障は要するに土着人民のためであるという説明的の辞句に解したい。随つてその「前記」とは、乙種の委任統治地に対し要求せられる同規約第二十二条第五号所定の四条件を総て指示するものと解釈すべきこと、文義上より当然と称したい。のみならず、元來委任統治は受任国の利益または便益のために設定せられたのではなくして、一に被統治地の住民のそれを目的とするのが根本の趣旨である。例えれば機會均等主義は、多くの場合において自由競争の下に貨物を安く住民に供給するを得るから住民の利益を計る結果となるもので、機會不均等では受任国は或いは利益を得んも、概して住民の利益とはならぬから、決してその趣旨に副う所以でない。随つて乙種に要求する右の保障は当然丙種にも適用せらるべきものと解するのが、立法の精神に合するのであろう。

第十章 大正外交の総締め

異常の試練を実践

顧みれば大正十有五年の御代は、これを明治聖代四十五年の孤憤時代より自覺時代を経て發展時代を迎えたる國運の大膨脹期に比すれば、一は年所の比較的短かりしと、一は創業より漸く守成に移りしだけ、何ほどか蔭影に没するの觀なきに非ざりしが、しかも歐洲大戰という曠古の大変局をその間に挟み、且つ爾後世界の大改造に直面したるにおいて、我が對外關係の上には自然重要味を加え、國民は予期せざる幾多の難闘を送迎せしと同時に、異常の試練を実践する機會の下に立つたのである。

外交基調の攪乱

大正十有五年間の我が國の外交が三分期を追うて進んだことは初章においてこれを叙した。これ一は世界的趨勢の反映である。その第一期においては、歐洲大戰の勃發は一時列国外交の基調を攪乱せしめ、列國相競うて武力を以て敵を制するという以外に余念なかつたのみならず、日露戰役以後なお多く年月を経ず、力これ權の思想なお我が國民思想の上に強かりし時代であつたので、歐洲に事あるはすなわち

我が国をして乗じて以て極東に力を張るの好機会という風に自然民心を鼓吹せしめたのである。当年の我が霸道主義の発露は、多くはこれに促された概がある。しかるにドイツ潰え、世は講和期に入ると共に、世界の対外思潮は頓に変化した。我が国の外交方針の上における霸道主義も、シベリア出兵の不首尾と不評判を以て略々降り坂となり、その外交は改めて大勢順応主義の時代に入った。この主義は必ずしも大正後半期の特徴ではなく、実はその以前からのほとんど伝統的信条である。桂公は大正元年末に第三次内閣を組織せる際、追々この伝統的信条を一変し、我が国の外交方針を特に自主的見地に据えて一生面を開かしめんとの抱負をもつたようであるが、例の憲政擁護運動にて同内閣は間もなく倒れ、何等の変化を我が外交上に示すに至らなかつた。次の山本内閣も同様であつた。斯くて大勢順応主義は多年の伝統的信条であつたが、それがパリ講和會議前後からして一層著しく眼に見えて來た。時あたかも軍國主義に対する平和主義と、國家至上主義に対する國際主義とが戦後各国の民心を支配する標語となると共に、大勢順応を伝統的信条とする我が国はこの風潮に連れて踊り、急に霸道主義を惡魔の如くに呪い、将た從来我が国民の脳底に深く植え付けられたる國家主義を時代錯誤として貶し、一も二もなく協調主義、國際主義、自國利害没却主義を謳歌せざんば時勢を解せざるるようになつた。

協調主義の能否

想うに国際協調は理において常に望ましきこと論なきが、しかも協調は特に望まずとも自然にできる場合もあれば、幾ら望んでもできぬ場合もある。歐米列国は大戦後盛んに協調主義を主張し及び要求す

るが、さりとて自国の主張及び要求は容易に曲げず、しかして対手国にしてこれを聴容せんば、非協調の責を常に對手国に嫁せんとする。彼等のいわゆる協調は、自國を他國に協調せしむるのではなく、他國をして自國に協調せしむるのである。これ他國に向つて自國の主張に対する讓歩を強要すると択ばない。協調は元々互譲を意味するものであるが、一方の讓歩に依りてのみ成立つことを得べき協調にては、決して双方を納得せしむべき協調とは云えない。けれども大正下半期における我が外交上の協調主義は、多くは我が方のみの譲歩を意味せる協調に満足せる概があつた。勿論パリ講和會議において、山東問題に就いては相応に努力奮闘する所あつたが、これは当然の主張を当然に主張したまでで、この一事を論争したるの故を以て当年の大勢順応主義を否認せしむるには力足らない。斯くして我が国は、この主義の忠実なる使徒としてその軌道より脱せず、日常の対欧対米の外交においては勿論、華府會議においては米国の主張せるがままに製艦比率を容認し、英國の要求せる通りに日英同盟を廃棄し、國際聯盟の間に処しても、時には我が国自身の主張を披瀝すること往年の第五回聯盟総会における「国内問題」の如きがなかりしにあらねど、概言するに列国多数の意向とあらば、すなわち對手国間の大勢とあらば、我が意見要求を犠牲にしてこれに順応し、努めて協調の埒外に出でぬというのが、大戦後のいわゆる會議外交に処する我が国當路者の方針であつた。

追随外交と自主外交

しかるに輓近自主的外交の要求と共に、一種の反動的思想は我が外交當局者の頭脳を支配し、それが支那關稅會議に至り、我が國と英米との乖離となつて現われたことは前に叙せる如くである。由來我が

附録 大正年間対外重要事件年表

元年	(二九一二年)
七月三十日	大正天皇践祚
九月十一日	英國コンノート親王来朝
十月二十八日	日墺通商航海條約調印
十一月二十五日	日伊通商航海條約調印
二年	(二九一三年)
十二月二十一日	桂太郎公内閣總理大臣兼外務大臣に任せらる
一月二十九日	加藤高明男外務大臣に任せらる
二月二十日	山本権兵衛伯内閣總理大臣に、牧野伸頤男外務大臣に任せらる
五月十九日	米国加州知事同州議会通過の排日的土 地法案を裁可
七月十日	前外相林董伯薨去
八月八日	支那亡命客孫逸仙來朝
九月五日	阿部外務省政務局長殺害
九月二十七日	フィリピン総督ハリソン來朝

三

年

十月六日

帝国政府支那共和国を承認

袁世凱大總統當選
前首相桂公薨去

十一月二十日

二四

米墨間の形勢に關し帝国軍艦出雲墨国派遣（十二月二十二日著墨）

一月三十日

在東京ロイター通信員ブーレー海軍收賄問題に關し收監

二月十六日

前外相青木周藏子薨去

四月十六日

大隈重信伯内閣總理大臣に、加藤高明男外務大臣に任せらる

五月二十八日

在支公使山座円次郎氏任地にて薨去

六月二十八

外務省職員ニノン逝去
壞國皇嗣殺害

七月二十八

奥匈国の対塞宣戦

八月一日

ドイツの対露宣戦

八月四日

英國の対独宣戦

八月二十三日

我が國の対獨宣戰

九月二日

青島攻囲軍竜口附近に上陸

十月六日

帝国艦隊獨領ヤルート島占領

十一月三十日

青島陷落

青島陷落

四年〔一九一五年〕十一月十日 謠州湾封鎖解除

一月十八日

二月二日

四月二十二日

五月七日

五月二十五日

六月九日

八月十日

十月十三日

十一月十日

五年〔一九一六年〕

一月十二日

二月二日

六月六日

七月三日

八月十三日

十月九日

十一月二十一日

三年〔一九一七年〕三月十二日

三月十三日

露國革命勃発
支那の対独断交

- 治外法権 180, 206–208, 210, 211, 216–218, 221
中日通商航海条約 212 →日支通商条約
張作霖 36, 72, 74, 75, 181, 193, 202, 203, 248
珍田捨巳 63, 146, 149–152
鄭家屯事件 73, 74, 242
東部内蒙ゴ (内蒙ゴ東部) 37, 40, 41, 43–52, 60
- 南京事件 32, 76
南満鉄道会社 49 →南満洲鉄道
尼港事件 75, 90, 93, 169, 171, 173, 174, 177, 186, 187, 189, 190
西原借款 72
二十一ヶ条要求 32–34, 58, 60, 61, 79, 95, 96, 108, 125, 126, 211, 242 →第五項
日英同盟 27, 28, 98–102, 129, 238
日米条約 149, 150, 157
日米紳士協約 154, 155, 159, 162
日露協約 166, 167, 242
日露戦役 (戦争) 23, 38, 50, 99, 236
日貨排斥 78, 79
日支 (通商) 条約 126, 211, 212, 215, 220, 221 →中日通商航海条約
日清戦役 23, 27
- 埴原正直 109, 126, 157, 159, 161, 162
馮玉祥 194, 202
福州事件 76, 77
プレスト・リトヴィスク条約 168, 243
北京条約 142
ポーツマス条約 38, 142, 187
北清事件 179, 183 →義和団事件
- 牧野伸顕 63, 65, 152, 240
南満洲 37, 40–45, 47–52, 84
南満洲鉄道 (南満鉄道) 40, 41, 48, 50, 60, 70 →南満鉄道会社
- ヨッフェ 174–176, 178, 179, 181, 182, 184
四国条約 111, 121, 123, 128, 130–133, 135, 138, 245
- 臨城土匪事件 79
ルート四原則 125, 141

索引

- 安奉鉄道 40, 50
石井・ランシング協定 70, 139, 141, 142, 243, 245
委任統治 64, 107, 108, 128, 132, 137, 224-227
英支天津条約 215
英露協約 99, 100, 167
袁世凱 30, 31, 34, 36, 61, 72, 211, 241, 242
- 加藤高明 34, 37, 41-43, 45, 49, 55-57, 94, 152, 187, 240-242, 246
加藤友三郎 109, 111, 112, 114, 119, 120, 123, 131, 134, 245
加藤寛治 111
韓国併合 100
寛城子事件 73, 74, 243
漢治萍公司 37, 52, 53
九国条約 124, 125, 138, 140-142
極東共和国 88, 89, 168, 172-174, 180, 182, 245
義和団事件 28, 207 →北清事件
顧維鈞 66, 182-184, 214
膠濟鉄道 38, 62, 68, 124
膠州湾 26, 27, 36, 38, 39, 60, 61, 63, 67, 68, 241, 242
国際聯盟 23, 28, 64, 108, 224-227, 229-233, 238, 244-248
湖南事件 76, 78
吳佩孚 72, 193, 194, 202, 203
輝春事件 73, 75, 243
- サガレン 88, 91, 93, 169, 173, 174, 176, 177, 186-189, 244, 247
山東 33, 37-40, 60-67, 72, 79, 108, 121-124, 126, 138, 155, 194, 202, 238, 243
山東鉄道 34, 38, 67, 124
幣原喜重郎 104, 109, 126, 155, 163, 165, 246
支那司法制度調査会 208, 210, 211, 216, 248
シベリア出兵 85, 92-96, 237
蔣介石 72
孫文（孫逸仙） 72, 193, 212, 240
- 第五項（二十一ヶ条要求） 34, 35, 57, 126
対露戦役 28 →日露戦役
高平・ルート協定 139
段祺瑞 72, 193, 194, 202, 203, 247, 248